

様式1

事業報告書
(自 令和5年 6月 1日 至 令和6年 5月 31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人社団 平山会

- ① 財團 社團 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 兵庫県神戸市兵庫区東山町3丁目1-8

(3) 設立認可年月日 平成 元年 7月 7日

(4) 設立登記年月日 平成 元年 7月 12日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長		
理事		
同		
同		
同		
同		
監事		
同		
評議員		
同		
同		

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	医療機関コード	開設場所	許可病床数
診療所	東山クリニック	2810505525	兵庫県神戸市兵庫区 東山町3丁目1-8	一般病床 0床 療養病床 0床 [医療保険 0床] [介護保険 0床]

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

- (3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年 7月30日 決算の決定
令和5年 7月30日 理事の選任
令和6年 4月22日 事業計画及び収支予算の決定

様式2

法人名 医療法人社団 平山会
 所在地 神戸市兵庫区東山町3丁目1-8

※医療法人整理番号 0 0 0 9 0

財 産 目 錄
 (令和6年 5月31日現在)

1. 資 産 領	93,591 千円
2. 負 債 領	18,715 千円
3. 純 資 産 領	74,876 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	40,607
B 固定資産	52,984
C 資産合計 (A+B)	93,591
D 負債合計	18,715
E 純資産 (C-D)	74,876

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

様式3-2

法人名 医療法人社団 平山会
 所在地 神戸市兵庫区東山町3丁目1-8

※医療法人整理番号 0 0 0 9 0

貸 借 対 照 表

(令和6年 5月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	40,607	I 流動負債	3,023
II 固定資産	52,984	II 固定負債	15,692
1 有形固定資産	13,952	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	0	負債合計	18,715
3 その他の資産	39,032	純資産の部	
(うち保有医療機関債)		科 目	金 額
		I 出資金	43,000
		II 積立金	31,876
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	74,876
資産合計	93,591	負債・純資産合計	93,591

千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

様式4-2

法人名 医療法人社団 平山会
 所在地 神戸市兵庫区東山町3丁目1-8

※医療法人整理番号 0 0 0 9 0

損 益 計 算 書
 (自 令和5年 6月 1日 至 令和6年 5月 31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本來業務事業損益	
1 事 業 収 益	105,982
2 事 業 費 用	88,498
本來業務事業利益	17,484
B 附帶業務事業損益	
1 事 業 収 益	0
2 事 業 費 用	0
附帶業務事業利益	0
事 業 利 益	17,484
II 事 業 外 収 益	3,398
III 事 業 外 費 用	155
IV 特 別 利 益	0
V 特 別 損 失	825
税 引 前 当 期 純 利 益	19,902
法 人 税 等	4,751
当 期 純 利 益	15,151

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。
 3. 千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

様式5

法人名 医療法人社団 平山会
 所在地 神戸市兵庫区東山町3丁目1-8

※医療法人整理番号 00090

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産額 (千円)	事業の内 容	関係事業 者との関 係	取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業 者との関 係	取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監事監査報告書

医療法人社団 平山会
理事長 姜 臣鎬 様

私は、医療法人社団 平山会 の令和5会計年度（令和5年6月1日から令和6年5月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年 7月30日

医療法人社団 平山会
監事 徐永昌